



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp
発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



日本生産性本部が、5月11日～13日に20歳以上の日本の雇用者を対象に行った第1回の調査結果を公表しました。労働時間・業務量・余暇時間とも「特に増減は無い」が4割以上で、労働時間は43.2%、業務量は37.6%が「減少した」と回答した一方、余暇時間は42.8%が「増加した」と回答しました。労働時間の増減は業種による差が大きく、特に宿泊業では100%、飲食サービス業では89.2%で「減少した」と答えました。また、勤め先の業績(65.3%)、今後の自分自身の雇用(47.7%)、今後の収入(61.8%)に「不安」を感じている人が多く、宿泊業(85.7%)、飲食サービス業(75.7%)、医療・福祉(65.0%)、生活関連サービス業(63.0%)で「自身の雇用への不安」の割合が高くなっています。働き方については、職種別に見ると、「専門的・技術的な仕事」「管理的な仕事」で3割以上が「大きく変わった」一方、「生産工程の仕事」「輸送・機械運転の仕事」「建設・採掘の仕事」「運搬・清掃・包装等の仕事」では6～7割が「特に変化はない」としています。また、柔軟な働き方の施策については、「特にない」が46.3%で最多。「自宅での勤務」29.0%、「時差出勤」16.3%、「短時間勤務」15.4%で、柔軟な働き方が一般化したとまでは言えない状況です。新型コロナウイルスの第2波・第3波への備えはもちろん、多様な働き方を取り入れながら生産性を高められるよう、社内インフラの整備や社員教育、制度改革が求められることになりそうです。

雇用調整助成金の上限額引上げ

◆雇用環境悪化に対するさらなる支援措置

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」が成立しました。これには個人向け休業支援金や雇用調整助成金の上限額引上げ等について盛り込まれています。

◆雇用調整助成金の上限額引上げ

※雇用調整助成金…受注量が減ったり、行政の要請で事業所を閉鎖したり、あるいは労働者が発症したため自主的に事業所を閉鎖するなどして、**事業活動の縮小を余儀なくされた会社が、一時的な休業などを実施**し、従業員の雇用を維持した場合に支給される助成金

休業1日1人あたりの助成額の上限が8,330円から**企業規模を問わず15,000円へ引上げ**られました。対象となる期間もこれまでの6月末から延長されて、**4月1日から9月30日までの休業等について対象**とされることとなりました。

上限額の引き上げに加えて、助成率の拡充も行われます。**解雇等を行わない中小企業の場合は10/10**とされ、助成金額の満額が上限15,000円に達しない限り支給されることになりました。

また、すでに支給申請をしている場合でも、**上限額の引き上げ、助成率の拡大によって増加する助成金支給額**については4月1日に遡って**差額が支給される**こととなります。労働局・ハローワークが追加支給額の差額計算を行うとされており、会社側で特に追加申請等の手続き

は不要です。

また、これまでの休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して**追加でその増額分を支給した場合**も、4月1日以降の休業については助成金の追加支給が行われません。この場合には追加支給のための手続きが必要です。

◆個人向け新型コロナ対応休業支援金

雇用調整助成金が活用できない企業の労働者を対象に、休業実績に応じて賃金の8割を支給(上限月額33万円)するもので、休業者が直接申請できる形になります。企業に雇用されている人であれば、雇用保険の被保険者でなくても支給されます。

この支援金について、政府が企業の休業手当支払義務を肩代わりするものではないと、厚生労働省の審議会で示されています。また、田村憲久元厚生労働大臣は、支給に際して企業に休業手当を支給していないことがわかる書面を発行させること、また、受給した労働者を雇用する企業に対して休業手当不支給につき指導等を行う可能性があることを、出演した民放番組で発言しています。

◆求められているのは「雇用維持」

コロナ問題で深刻な影響が生じていますが、企業が政府の支援措置を活用せずに労働者の解雇等を行い、有効性が争われた場合、解雇無効となる可能性が高いといわれています。

雇用維持が困難な状況で負担を抑える手段は、解雇に限られませんが、労使関係を悪化させてしまうと、その手段を講じるチャンスを失いかねません。まずはどのような手段を講じ得るのか、専門家にご相談ください。



中小企業の働き方改革関連法の認知度・準備状況

◆中小企業への適用が次々に始まる働き方改革関連法の施策

働き方改革関連法の施策の中で、**今年の4月からは、「時間外労働の上限規制」の中小企業への適用**が始まりました。今年は新型コロナウイルスの影響により、様々な法改正情報を目や耳にする機会が減ってしまった印象ですが、働き方改革の大きなテーマの1つである「**同一労働同一賃金**」も**来年の4月から適用**が始まりますので、今から準備が必要になります。

◆「時間外労働の上限規制」は施行前でも認知が不十分

日本・東京商工会議所が実施した「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」（調査期間：令和2年2月3日～3月6日、回答企業数：全国の中小企業2,838社（回答率：68.8%））によると、「時間外労働の上限規制」の名称・内容について、認知が十分でない企業の割合は16.2%となっています。また、施行時期を「知らない」とした割合は、従業員規模50人以下の企業で19.9%と、約2割にも上っており、施行直前の時期においても、まだ認知度自体が十分ではないという実態がわかる結果となっています。

◆来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」

来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」ですが、本調査によると、まだ25.7%の企業が、認知が十分ではないと回答しています。従業員規模50人以下の企業では、32.9%が施行時期を「知らない」と回答しており、内容だけでなく施行時期の周知も求められるところです。

また、「対象になりそうな非正規社員がいる」との回答は23.4%でしたが、そのうち「対応の目途がついている企業」の割合は46.7%にとどまっています。**中小企業への施行まで1年を切る中、まだ半数の企業は対応ができていない**ことがわかります。

◆なるべく早めの検討・取組みを

本調査によれば、「同一労働同一賃金」について講じた対応策や対応予定の方策としては、「**非正規社員の給与等の処遇改善**」（47.5%）、「**賃金・人事制度の構築・見直し**」（36.4%）、「**正規／非正規の業務内容・配置の見直し**」（35.8%）、「**非正規社員の正社員化**」（27.1%）が挙がっています。どのような対応をとるにせよ、ある

程度の**準備期間が必要**になりますので、未対応の企業は、**早めの検討・取組みが必要**になります。

新型コロナ、雇用への影響に関する厚労省調査

◆雇用への影響に関する調査

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について、厚生労働省は全国の都道府県労働局および公共職業安定所（ハローワーク）を通じて事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況を取りまとめました。

◆6月5日の集計分

- 雇用調整の可能性がある事業所数：全国で35,482事業所（+5,268事務所）
- 解雇等見込み労働者数：全国20,933人（+4,210人）
- 解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数：全国4,943人（+2,577人）

【業種別】（以下すべて上位3業種）

- 雇用調整の可能性がある事業所数
1位…製造業（7,215件）、2位…飲食業（5,475件）、3位…小売業（3,596件）
- 解雇等見込み労働者数
1位…宿泊業（4,348人。うち非正規290人）、2位…飲食業（3,484人。うち非正規1,075人）、3位…製造業（2,813人。うち非正規221人）

【都道府県別】（以下すべて上位3都道府県）

- 雇用調整の可能性がある事業所数
1位…東京（3,611件）、2位…北海道（2,929件）、3位…千葉（2,301件）
- 解雇等見込み労働者数
1位…東京（3,164人）、2位…大阪（2,998人）、3位…北海道（1,149人）

この1週間で、雇用調整予定の事業所は5,268件増え、**解雇等の見込み数も4,210人増えています**。そのうち**非正規労働者は2,577人と、半数以上を占めており、失職しやすくなっている現状**がうかがえます。

<事務所からのご案内>

■経営者・管理者・リーダー向けミニ研修

7月は、**2種類の管理者向け研修**を実施します。

①**7/17**は「**ハラスメント研修**」。6月から「**パワハラ防止法**」がスタートしています。ハラスメントの定義から対応すべき内容までご案内いたします。

②**7/29**は「**聴く力研修**」。ビジネスの現場で非常に重要な『**積極的傾聴力**』についての研修です。